

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530059

研究課題名(和文) フランスにおける移民労働者の生活保障に関する双方向的研究

研究課題名(英文) Bilateral research on the life security of immigrant workers in France

研究代表者

江口 隆裕 (EGUCHI, TAKAHIRO)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：10232943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文)：本研究から示唆されたことは、次のとおりである。まず、移民問題を考えるためには、国内の労働力補強のためと言った単純な視点だけでは不十分であり、相手国との歴史的関係性、宗教や文化といった相手国の社会的・文化的背景、さらには、日本国籍の取得要件も含め、日本という国のあり方を考える必要がある。

その上で、日本で働く移民の立場に立って、その家族の受入のあり方、社会の移民受入れ体制のあり方、そして生活保障のあり方を考える必要がある。そのためには、社会保障や教育をはじめとする社会制度の適用については、日本人との平等適用を原則としつつ、合理的な配慮が求められることもある。

研究成果の概要(英文)：Suggested by the study are as follows. First of all, in order to think about the immigration problem, a simple point of view to reinforce the domestic labor force is not sufficient. It is necessary to think about the basic idea of Japan including the condition of acquisition of Japanese nationality, as well as historical relationship with the emigrant countries, their social and cultural background such as religion, culture and so on.

And then, we must stand in the position of immigrant workers in Japan, and think about the way of their life security, the way of acceptance of their families and the way of acceptance system in Japanese society.

To do so, with respect to the application of the social institutions, including education and social security, the application of equality with the Japanese is required in principle, and reasonable consideration is also required.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、社会法学

キーワード：移民政策 生活保障 フランス マグレブ チュニジア モロッコ アルジェリア

1. 研究開始当初の背景

わが国の人口は、2055年には9,000万人を割り込むものと見込まれており(2006(平18)年12月将来人口推計)このような人口減少に対する処方箋として、移民の必要性が主張される反面、文化的・社会的背景も異なる外国人を移民として受け入れることを危惧する意見も主張されていた。

しかし、これらはいずれも国家ないし社会の立場に立った意見であり、異国の地で働く移民労働者の立場に立ったものではない。移民問題を考えるためには、移民労働者の立場に立って、移民の送出し国及び受入れ国双方における生活保障の全体像を考える必要があるというのが、本研究の基本的立場であった。

2. 研究の目的

本研究は、移民の受入れ先進国フランスと、移民労働者の送出し国であるマグレブ3国(チュニジア、モロッコ、アルジェリア)を対象として、それぞれの国において年金制度をはじめとする生活保障に関する制度がどのように整備され、それが引退後の移民労働者の居住地選択にどのような影響を与えているのかなどについて、受入れ国及び送出し国の双方を対象に研究しようとするものである。

これによって、社会保障をはじめとする生活保障政策と移民政策との関連性を明らかにするとともに、移民以外の新たな外国人労働者政策の可能性を探ることを目的としている。

3. 研究の方法

フランス及びマグレブ3国に調査に赴き、文献調査だけでなく、大学の研究者や社会保障金庫、移民関係団体に対するヒアリングも行った。各年度の主な調査内容は、以下のとおりである。

(1)平成23年度は、9月にチュニジアを訪問し、チュニス大学の研究者の協力を得て、移民問題及び年金制度をはじめとする社会保障制度に関する調査を行った。また、3月から4月にかけて、パリにおいてフランスの移民政策に関する調査を行った。

(2)平成24年度は、5月にアルジェリアのオランで行われたモハメッド・ブディアフ・オラン科学技術大学と筑波大学共催の第2回アルジェリア・日本アカデミック・シンポジウムにおいて「Dépopulation, Vieillesse et immigration? (人口減少、高齢化、そして移民?)」を公表し、本研究についてアルジェリアの研究者と意見交換を行った。

また、11月にモロッコを訪問し、マラケシュのカディ・アヤド大学の研究者の協力を得て、移民問題及び社会保障制度に関する調査を行った。さらに、フランスのミュールーズで非営利団体アレオスが運営する高齢者居住施設を訪問し、マグレブからの移民労働

者の老後生活の実態を調査した。

(3)平成25年度は、9月にアルジェリアを訪問し、アルジェリア全国年金金庫でインタビュー調査を行うとともに、国立図書館において資料を収集した。また、フランスへの移民を多く送り出しているカピリー地方を現地視察した。

また、3月には、ストラスブールの「マグレブ移民アルザス連絡協会(CALIMA)」及びパリの「フランスのマグレブ労働者協会(ATMF)」をそれぞれ訪問し、フランスにおけるマグレブ移民の生活実態や移民当事者の意見を聞くことができた。

4. 研究成果

(1)総括

フランスにおける移民問題は、当初の予想をはるかに超えて奥深く、かつ、広がりをもつものであった。というのも、フランスの移民問題を考えるためには、まず、フランス人とは何か、フランス国民とは何かを明らかにしなければならないからである。したがって、「移民」を問うことは、「国民」とは何かを問うことでもあった。

次に、フランスの移民政策は、その時々々の社会経済情勢に応じて変化していることが明らかとなった。19世紀から第一次大戦までは、労働力や兵力の補強のために移民を必要とした。しかし、1930年代には、不況とともに移民排斥運動が激化した。第二次大戦後も、高度成長期には労働力としての移民を必要としたが、石油危機後の不況期には、再び移民の排斥が始まる。これによって、移民とは、フランスという国家ないし経済のための存在でしかなかったという現実が浮かび上がる。

他方、移民の側にも、他国に働きに出ざるを得ない事情がある。移民の動機については、より高い賃金を得るためとする説だけでなく、家計のリスク分散や相対的貧困からの脱出のためとする説などが議論されている。

さらに、マグレブ3国の場合には、フランスの植民地であったという歴史を無視できない。中でもアルジェリアは、8年間の独立戦争を経たという重い歴史を有しており、フランスのアルジェリア移民には、母国とフランスの板挟みになりながら、過酷な運命を生き抜いてきた者も少なくない。

以上のように、移民問題を考えるためには、労働力の補強のためと言った単純な視点だけでは不十分であり、相手国との歴史的関係性、移民の家族の受入のあり方、宗教や文化といった相手国の社会的・文化的背景、さらには、日本社会の移民を受入れ体制、ひいては国籍要件も含めた日本という国のあり方を考える必要がある。その上で、日本で働く移民の立場に立って、その家族の受入のあり方、社会の移民受入れ体制のあり方、そして生活保障のあり方を考える必要がある。そのためには、社会保障や教育をはじめとする社

会制度の適用については、日本人との平等適用を原則としつつ、場合によっては、合理的な配慮が求められることもある。

以下、研究成果の概要を紹介する。

(2) 移民の定義とフランス国籍取得要件

フランスでは、移民とは、外国で生まれてフランスに居住する者と定義されている。ただし、フランスでは、国籍取得について、血統主義だけでなく、生地主義も取り入れているので、例えば、両親が移民であっても、フランスで生まれた子は、11歳以降5年間及び成人になった時点でフランスに居住していれば、フランス国籍を取得するのである。これに対し、日本は血統主義を貫いており、親が日本国民でなければ、その子は、帰化が認められない限り、日本国籍は取得できない。

以上のように、移民をどう捉えるかという問題は、その国の国民をどう捉えるかという問題と裏腹であり、この意味において、移民問題は、その国のあり方そのものに関わる問題である。ちなみに、移民の第二世代を合わせると、現在のフランスの人口の3割ほどは、移民か少なくとも親の一人が外国人となっている。

(3) フランスにおける移民政策の展開

19世紀～第一次大戦

フランスは、18世紀から出生率の低迷に悩まされており、兵力や労働力を確保するためには外国人に頼らざるを得ない状況にあった。19世紀から20世紀初頭にかけて、フランスへの移民は、ベルギーやイタリア、ドイツなどヨーロッパからが中心だったが、移民はフランス人労働者の賃金引き下げなどとして、19世紀末には外国人排斥運動も起きている。

この間、1889年には、フランス国籍の取得要件を血統主義から生地主義に変えるとともに、同化主義を打ち出した。外国人にフランス国籍の門戸を開き、フランス人との平等を保障する代わりに、フランス社会への同化を求めたのである。

第一次大戦が始まると、ドイツ人やイタリア人が祖国へ戻ったため、フランス政府は、スペイン、イタリア、ポルトガルと労働者を雇い入れる協定を締結し、また、植民地であるマグレブ3国から、戦闘員や労働者として移民を連れてきた。

第一次大戦後～第二次大戦

第一次大戦後も、フランスでは男の働き手が不足し、マグレブの男たちがフランスに働きに来るようになった。1920年代は外国人が最も多い時期であり、イタリア、ポーランド、マグレブなどから300万人近い外国人が入国し1931年には人口の6.6%に達した。

しかし、1930年代には、経済危機がフランスを襲い、外国人排斥運動が激化しただけでなく、外国人に対する規制が行われ、移民は大幅に減少した。その後、第二次大戦では、ヴィシー政権下における徹底した外国人排

斥を経て、1944年の解放を迎える。

栄光の30年

栄光の30年(1945年～75年)と呼ばれた高度経済成長期は、多くの移民が流入した時期でもある。1975年には、1931年当時と同じ割合(全人口の7%)の外国人がフランスに住むようになったが、この時期、移民は最も賃金の低い分野で働かされ、住居も劣悪であった。移民は社会の構成員とは認められず、多くのフランス人は、移民の滞在は一時的であるべきだと考えていた。

マグレブとの関係では、戦後、フランス政府は、外国人に対し、煩瑣な手続きを要する滞在許可証と労働許可証の取得を求めたため、当時フランス領だったアルジェリアの労働者が多く流入した。しかし、1954年にアルジェリアの独立戦争が始まると、アルジェリア人に代わってイタリア移民が急増したほか、フランス政府は、スペインやポルトガル、チュニジアやモロッコなどと労働力の確保に関する協定を結んだ。

1962年にアルジェリアの独立戦争が終わると、ピエ・ノワール(黒い足)と呼ばれたアルジェリア在住のフランス人が百万人以上フランスに帰国した。さらに、アルジェリア人の移民も急増したため、フランス政府によってアルジェリア人移民に対する割当て規制が行われた。

1970年代後半～1980年代前半

1973年と80年の二度にわたる石油危機によってフランス経済は停滞し、失業が増加すると、外国人排斥運動が再び高まりをみせる。

1974年、フランス政府は移民を中断するという決定をしたが、それはかえって不法移民を増加させることになった。1980年には、《危険な外国人》に対する強制退去の強化が始まり、移民問題は政治問題と化した。1981年に社会党のミッテランが大統領に就任し、外国人の入国・滞在条件を改善し、不法移民の正規化、外国人労働者の人数規制の撤廃などを行った。

しかし、1980年の石油危機によって失業者は200万人に達し、移民に対する差別と暴力が爆発した。外国人排斥を主張する国民戦線(FN)が初めて選挙で議席を獲得したのもこの時期である。外国人の失業率はフランス人の倍に達し、フランス国籍を取得した移民二世、特にアルジェリア人の子たちも差別と隔離に苦しんだ。そのような中で1983年には、暴力と差別に反対する《移民二世の行進》が行われ、世論を動かし、《統合》に向けた機運が高まったようにもみえた。

1980年代後半～

《今いる移民の統合を実現するため、新たな移民を禁止する》これは、1983年以降の政府の哲学である。このため、1986年には、欧州共同体以外の外国人に対するビザの義務化、不法移民の国外追放などが行われた。1993年には、正規滞在の要件を厳格化し、警察による監視の強化などを行った。1997年に

は、すべての者に対する身分管理、外国人を受け入れた者のファイル化などを行った。これらの効果もあってか、1990年代には移民の数は減少した。

しかし、そういった移民締め付け策が世論の反発を招いたため、1998年には、家族の呼び寄せを容易にし、外国人の入国要件を一部緩和するとともに、退職者滞在カードを作り、年老いた移民が母国とフランスを自由に行き来できるようにした。また、2001年の地方選挙から、外国人にも不完全ながら参政権が認められるようになった。

2003年には、移民の抑制と《統合》を基準とした外国人への居住証明書の発行、不法移民の排除などのための法改正が行われた。2006年には、家族呼び寄せができる外国人の範囲を狭めつつ、1974年以降禁止していた単純労働に従事する移民を一定の職種に限り認めた。さらに2011年には、《選ばれた移民》政策を推進するための法改正が行われ、テロ活動を行った外国人の留置期間の延長などが行われている。

(4) 家族呼び寄せ権

移民問題を考える上で忘れてはならないのは、家族呼び寄せ権である。「家族と共に暮らす権利」は、1950年11月4日の人権と基本的自由の保護に関する欧州規約第8条の「すべての人間は、その私生活及び家族生活、その住居並びに通信が尊重される権利を有する」を起源とする。

フランスでは、現在、2004年の「外国人の入国及び滞在並びに保護権に関する法典」に基づき家族呼び寄せ権が認められている。それによると、少なくとも18か月以上正規にフランスに滞在する外国人であって、この法律又は国際協定によって少なくとも1年の滞在有効期間が保障されている者は、家族呼び寄せ権として、その配偶者及び18歳未満の子どもと再び一緒にいる権利を享受することを求めることができる(L411-1条)とされている。

実際、2004年時点でのフランスへの永久的入国者数を見ると、移民労働者の7千人に対し、その家族は10万3千人となっており、家族の呼び寄せが大きなウェイトを占めているという実態にある。

(5) 移民の動機

次に、移民の立場として、なぜ外国に働きに行くのかという問題があるが、これについては、次のような研究の蓄積がある。

新古典派の理論

(ア) 賃金格差理論

伝統的な新古典派の理論では、移民を個人の決定として捉え、完全で自由な競争からなる労働市場を前提に、伝統的セクター(農業)と近代的セクター(工業)という二セクター(地域)間の賃金格差が移民を引き起こすと考える。この理論によると、2国間の労働移動、すなわち移民の場合には、移民によって送出し国の経済が受入れ国に追いつくこと

を可能にし、両国間の経済は賃金格差がなくなる水準にいずれ収斂することになる。

これは、長い間支配的な理論であった。このため、1950年代には、途上国を研究する経済学者は移民をポジティブにとらえていたとされる。しかし、1960年代になると、都市部で失業率が增大するにもかかわらず、農村部からの労働移動が減少しないという事態に直面し、この理論の限界が明らかとなる。

(イ) 期待賃金格差理論

この限界を乗り越えるため、出発地と到着地の賃金格差だけでなく、到着地における就職可能性も考慮して移動するかどうかを決定すると仮定する期待賃金格差理論が提唱された。労働者が考慮する賃金格差は、賃金格差理論のような実際の賃金ではなく、賃金の期待値に基づくと考える。具体的には、労働者は、都市と農村において提供される雇用に関するあらゆる可能性を考慮し、移動によって期待されるネットの収入がプラスとなるかどうかを判断する。当初は職が見つかる可能性が低いとしても、都市でコンタクトを広げることにより就職可能性が広がると予想すれば、都市における当初の期待収入が農村より低くても、都市に移動した方が合理的だと考えることになる。これによって、都市部で失業が多いにもかかわらず、農村部からの労働移入が生じることが説明できることになる。

この理論によると、高齢者よりも若者の方が、就職を待つ時間的余裕があるので強い移動傾向をもつことになる。また、個人の人的資本(教育水準や職業経験)の蓄積も、移動を容易にする。なぜなら、それは期待賃金を高め、就職可能性を高めるからである。

新経済学理論の登場

やがて、労働移動を個人の決定として捉える新古典派の議論に対し、それを家族ないし共同体の決定と捉える新経済学理論が登場する。個人は、賃金格差だけで移動するのではなく、世帯の収入リスクの分散を図ったり、世帯として貧困から脱出したりするために移動すると考えるのである。

(ア) リスク分散理論

リスク分散理論は、世帯の一員が移民に出るのは、世帯を収入のリスクから守るためであると捉える。なぜなら、農業収入は、生産高の不確実性や農産物の価格変動によって年ごとに大きく変動し、家計がそれに耐えられないときは、家族の生存にかかわることになるからである。このようなリスクから家族を守るため、世帯の働き手を農業とは異なる労働市場に働きに出すのである。

この理論によると、働きに出る者と家に残る者は、共同保険の論理によって、それぞれの収入を互いに分かち合うことになる。すなわち、移民労働者からの資金送付は不作による収入の不足を埋め、他方、例えば、移民労働者が失業した時には、母国の家族による支援がその生活を支えることになる。この理論

によると、移民労働は、移民労働者と家族とのリスク分散のためであり、送出国と受入国の賃金格差によって決まるものではないことになる。

(イ) 相対的貧困理論

相対的貧困理論は、ある世帯が貧困かどうかの判断は、収入の絶対額だけでなく、その属する集団における他の世帯の収入と比べた相対的貧困によることを前提とする。その上で、世帯は、集団内での地位を向上させるため、又は、所属集団をより上位のものに変えるため、移民に行くかどうかを決定すると捉える。それゆえ、現在の地域と目的地の賃金格差は唯一の変数ではなく、現在の地域における所得の分配状況も変数の1つとなる。この理論によると、母国における所得の不平等が高まれば、移民への誘因が強まることになる。

(ウ) 移民ネットワーク理論

移民ネットワーク理論は、ネットワーク概念を使ったアプローチによって移民の継続性を説明しようとする。移民のコストを固定的、外在的なものとして捉える新古典派理論と異なり、この理論は、受け入れ地域における移民ネットワークの存在が移民のコストやリスクを低下させ、新たな移民を奨励すると仮定する。すなわち、先に来ている移民が次に来る移民に対して職探しや住まい探しを容易にする情報を提供し、移民に伴う心理的な負担やリスクを軽減させると考える。この理論によると、後発の移民にとって、先発の移民はポジティブな外部資源となり、移民は自動的に繰り返される現象ということになるので、出発地域と到着地域の賃金格差が減少したとしても、移民は、継続されるどころか、加速されることになる。

(6) マグレブ3国の政治状況

本研究の対象であるマグレブ3国は、いずれもフランスの植民地支配の下にあったが、それぞれの政治状況は大きく異なっている。

まず、チュニジアとモロッコはフランスの保護領だったのに対し、アルジェリアはフランスに併合されてフランスの領土となり、アルジェリア人はフランス人となった。第二次大戦後、1956年にチュニジアとモロッコは独立したが、アルジェリアは、200万人とも言われる犠牲者をだした8年間の熾烈な独立戦争を経て、1962年にようやく独立をはたした。

また、現在の政治体制も異なっている。モロッコは、モハメッド6世を国王にいただく立憲君主制の下、資本主義がすみずみまで浸透しているように見える。チュニジアは、共和制をとっており、2011年6月のジャスミン革命によって23年間統治していたベン・アリ大統領を追放したものの、その後の政治的混乱は収束しているとは言えない。他方、アルジェリアは、民主人民共和国だが、軍部が実権を握っており、他の2国ほどには外に開かれているとは言えない。

このような3国の政治状況の相違は、移民のあり方にも影を落としているようにみえた。モロッコでは、フランスへの移民は金を稼ぐためと割り切っているように見えるのに対し、アルジェリアの場合には、移民自身がフランスとの政治的軋轢の板挟みになった歴史を持つ。1954年11月にアルジェリアの独立戦争が起きると、アルジェリア人は、フランス人にとって恐怖の存在になり、しばしば憎悪の対象になった。親しみのもてる外国人から危険な外国人になり、監視し、排除される労働者になった。そうかといって、移民がいなくなれば産業は大きな打撃を受けるので、移民の隔離政策がとられ、この時期の移民受入施設は、文化的にも社会的にも町を中心から隔離された周辺地域に集中的に作られた。

1962年7月にアルジェリアは独立したが、母国に戻りたいというアルジェリア移民の希望は、すぐに打ち砕かれた。FLN(民族解放戦線)は、“外国にいる者は外国に残す”という方針をとり、移民による外貨の獲得を優先したのである。

さらに、アルジェリア人に対する反感は、1971年のアルジェリアによる石油産業の国有化とともに増大し、極右勢力は、北アフリカ人、特にアルジェリア人を迫害し、暴力的な行為を行うこともあった。このため、アルジェリアは、1973年、フランスに向けた移民の中止を一方的に発表した。その結果、移民労働者による家族の呼び寄せが加速し、彼らは、フランスの現地生活となった。彼らのうちの多くが、今、人生をフランスで終えようとしている。

(7) 移民労働者の生活保障

現在は、移民労働者も、フランス人と同じく社会保障制度に加入する権利を有し、退職後は、母国に戻っても、フランスの年金を受給できる。

しかし、戦後の長い間、移民たちはフランス人が従事しながらない重労働に従事し、しかも低賃金で使われてきた。また、社会保障の適用を受けないまま働かされた者も少なくなかった。とくに、アルジェリア人の賃金は、低いままであり(より遅く入ってきたアフリカ人の賃金よりも、平均的には低かった。)住居もさほど改善されなかった。

他方、移民自身も、フランスにいるのは限られた期間のつもりだったので、多くの移民は、何年かは母国で、何年かはフランスでというように交互に生活の場を変えていた。年老いた退職者は、交互に働いたことのツケを、低い年金という形で今になって払っている。

さらに、マグレブの移民問題を考えるにあたっては、イスラム教を中心とする独自の文化を無視するわけにはいかない。マグレブからの移民の中には、長年フランスで働いてきたにもかかわらず、フランス語を話せない者もいる。彼らは、同じマグレブの仲間たちの社会に閉じこもりがちである。さらに、母国

の家族に仕送りは続けるが、フランスで孤独に人生を終えようとしている者もいる。異国の地フランスで老いる彼らにとって、母国への帰国という想いは、しばしば“死ぬために故郷に戻る、故郷に戻るために死ぬ”ことを意味している。

他方、移民の第二世代はフランス人であり、滞在許可証も必要ない。法律上は平等が保障されているが、実際には様々な差別が存在しており、これをいかに解消するかが課題となっている。例えば、マグレブ二世が求職に応募しても、名前をただでマグレブとわかるので、企業はその応募書類をごみ箱に捨ててしまうといった労働市場の不平等がある。教育についても同じで、移民が多い地域は、学校の教育水準が低い。このため、地区を指定し、少人数教育を行って教育格差をなくす制度が適用されている。このほかにも、移民に対する見えない差別はいくらでもあり、これをなくしていくことが課題となっている。そのためには、平等原則の適用に加え、合理的配慮が求められることもあると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開(一)」神奈川法学第 46 巻第 2・3 合併号、35～53 頁、2014 年、査読なし

江口隆裕「外国人受入れの効果と課題」週刊社会保障 2751、32～33 頁、2013 年、査読なし

江口隆裕「移民の経済学」週刊社会保障 2720、36～37 頁、2013 年、査読なし

〔学会発表〕(計 2 件)

江口隆裕「フランスとマグレブの移民問題プロローグ～少子化対策としてわが国は何を学べるか～」東京社会保障法研究会、2013 年 1 月 19 日、早稲田大学

江口隆裕「Dépopulation, Vieillesse et immigration?」第 2 回アルジェリア - 日本アカデミック・シンポジウム、2012 年 05 月 17 日、モハメッド・ブディアフ・オラン科学技術大学(アルジェリア国)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

・江口隆裕「フランスの移民支援施設」福祉新聞 2013 年 2 月 11 日号、2 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江口 隆裕 (EGUCHI TAKAHIRO)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：10232943

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：